

(6) 許可要件詳細一覧表

	項 目	一般建設業の許可	特定建設業の許可
1 経営業務の管理責任者	<p>法人では常勤の役員（合同会社の有限責任社員、合資会社若しくは合名会社の無限責任社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう）のうち1人が、また、<u>個人では本人又は支配人のうち1人が右のいずれかに該当すること。</u></p> <p>※「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。</p>	<p>—法第7条第1号—</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ イと同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>(1) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合は役員に次ぐ職制上の地位、個人である場合は当該個人に次ぐ職制上の地位）にあつて次のいずれかの経験を有する者（P46 参照）</p> <p>①経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験</p> <p>②7年以上経営業務を補佐した経験</p> <p>(3) 前記以外で国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>—法第15条第1号—</p>
2 専任技術者	<p>営業所ごとに右のいずれかに該当する専任の技術者がいること</p>	<p>—法第7条第2号—</p> <p>イ 学校教育法（P26 の&lt;参考&gt;参照）による高校の所定学科（旧実業高校を含む）を卒業後5年以上、大学の所定学科（高等専門学校・旧専門学校を含む）を卒業後3年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者（P105 の「所定学科一覧表」参照）</p> <p>ロ 10年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者（学歴・資格を問わない）</p> <p>ハ イ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>①P101～102 の資格区分に該当する者</p> <p>②その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p>—法第15条第2号—</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者（103～104 の資格区分に該当する者）</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（左欄参照）し、かつ、元請として4,500万円以上の工事（昭和59年10月1日前には、1,500万円以上、平成6年12月28日前には、3,000万円以上）について2年以上指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者（大臣認定者）</p> <p>* 指定建設業（P27 参照）については上記のイ又はハに該当する者に限る</p>
3 誠実性	<p>法人、法人の役員等、個人事業主等が、請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと</p>	<p>—法第7条第3号—</p> <p>法人である場合には、当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用者（支店長・営業所長）、個人である場合にはその者又は支配人が、請負契約に関し、「不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者」でないこと。</p> <p>その例として、上記の者が建築士法・宅地建物取引業法等で「不正」又は「不誠実な行為」を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、許可を受けることはできません。</p>	<p>—法第15条第1号—</p>

	項 目	一般建設業の許可	特定建設業の許可
4	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること	<p align="center">—法第7条第4号—</p> <p>下記の①、②、③のいずれかを満たすこと</p> <p>①申請日の直前の決算において自己資本*1が500万円以上であること</p> <p>②500万円以上の資金調達能力のあること(P48参照)</p> <p>③許可申請直前の過去5年間、千葉県知事の建設業許可を受けて継続して営業した実績のあること</p> <p>※1 自己資本とは 法人にあつては貸借対照表の「純資産合計」の額をいう。個人にあつては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p> <p>※2 欠損の額とは 法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいう。個人にあつては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</p>	<p align="center">—法第15条第3号—</p> <p>申請日の直前の決算において下記の①～④の要件すべてを満たすこと</p> <p>①欠損の額*2が資本金の20%を超えないこと</p> <p>②流動比率が75%以上であること</p> <p align="center">流動比率 = <math>\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100</math></p> <p>③資本金が2,000万円以上あること</p> <p>④自己資本が4,000万円以上あること</p>
5	欠格要件等	<p align="center">— 法 第 8 条 —</p> <p>下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。また許可取得後も、いずれかに該当すると取消事由となります。</p> <p>1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている</p> <p>2 法人にあつては、その法人・法人の役員等(P6参照)・令第3条に規定する使用人、個人にあつては、その本人・支配人・令第3条に規定する使用人、法人の役員または個人が営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年である場合その法定代理人が次のいずれかに該当している</p> <p>①成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>②不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者</p> <p>また、許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で、届出の日から5年を経過しない者</p> <p>③建設業法の規定により営業の停止や禁止を命ぜられ、その期間が経過しない者</p> <p>④禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑤次の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ア 建設業法</p> <p>イ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p> <p>エ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律</p> <p>⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦暴力団員等がその事業活動を支配している者</p>	